

匝瑳市避難行動要支援者
避難支援計画



平成30年6月

匝 瑳 市

目 次

第1章	総則	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	要配慮者と避難行動要支援者の定義	1
5	「自助・共助・公助」の必要性	5
6	計画の見直し	5
第2章	避難行動要支援者名簿の作成等	6
1	避難行動要支援者の把握	6
2	避難行動要支援者名簿の作成	6
3	避難行動要支援者情報の収集	6
4	名簿の提供	7
5	名簿情報の漏えい防止措置	8
6	名簿の更新	9
第3章	避難支援体制	10
1	避難行動要支援者担当部	10
2	関係機関との連携	10
3	避難支援者の選定	11
4	職員の防災意識の向上と避難行動要支援者支援の理解	11
第4章	情報伝達等	12
1	避難に関する情報	12
2	情報伝達方法	12
3	防災情報の周知	12
第5章	避難誘導體制・安否確認	13
1	避難誘導の手段・経路等	13
2	安否確認	13
第6章	福祉避難所の整備	14
1	福祉避難所とは	14
2	福祉避難所の整備	14
第7章	個別支援計画の作成	15
1	個別支援計画の目的	15
2	個別支援計画の共有・管理	15
3	個別支援計画の作成時期	15

第1章 総 則

1 計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、東日本大震災、熊本地震など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障がい者などの要配慮者の被災の危険性が高まっていることから、要配慮者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが重要である。

この計画は、災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要配慮者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにするものであり、「要配慮者の自助（家族を含む）」及び「地域（近隣）の共助」並びに「行政機関等による公助」を基本とした、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

2 計画の位置付け

匝瑳市避難行動要支援者避難支援計画は、匝瑳市地域防災計画における避難行動要支援者対策について具体化するものである。

3 計画の構成

匝瑳市避難行動要支援者避難支援計画は、具体的な推進手法を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難方法等を定めた「個別支援計画」により構成する。

「全体計画」は、避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援計画」の作成方針の基本的な事項について定める。

4 要配慮者と避難行動要支援者の定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々を指し、以下の人々を対象とする。

（従来、災害時要援護者に位置付けされていた者）

- ・ 高齢者
- ・ 障がい者
- ・ 乳幼児
- ・ 児童及び妊産婦
- ・ 外国人

これらの要配慮者における避難行動の特徴や災害時におけるニーズについて

は、次の表（P 3～4）のとおりである。

（2）避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、上記（1）の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指し、具体的には生活基盤が居宅にある者で以下のような者を範囲とする。

- ・ 70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯員に属する者
- ・ 要介護認定1～5の者
- ・ 身体障害者手帳1級及び2級を有する者のうち、視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害の者
- ・ 療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がAの者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級の者
- ・ 地域の中において支援の必要性が認められる者
- ・ その他、特別な事情で避難支援を希望する者

要配慮者の特徴と災害時のニーズ

区 分		特 徴	災害時ニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握などが必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャーなどの補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導などの援助が必要となる。
身 体 障 害 者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導などの援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記などである。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図などを活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況などを伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談などによって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子などの補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析など）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

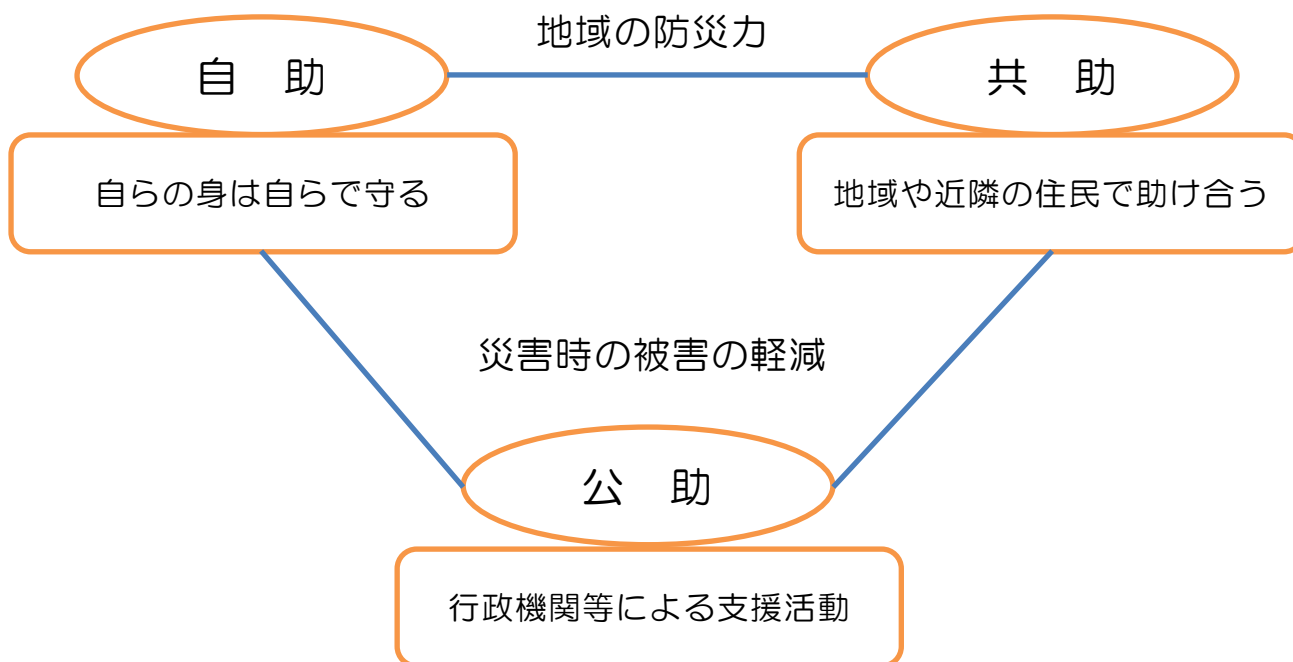
知的障害者	<p>○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。</p> <p>○施設・作業所などに通所している割合が、他の障がい者より高い。</p>	<p>○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。</p> <p>○通所していた施設・作業所などの復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。</p>
精神障害者	<p>○多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。</p>	<p>○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある。</p> <p>○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。</p>
乳幼児 児童	<p>○年齢が低いほど、養護が必要である。</p>	<p>○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。</p> <p>○被災により、保護者などが児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所などが必要となる。</p>
妊産婦	<p>○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。</p>	<p>○精神的動揺により、状況が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子などを用意したり、車などの移動手段が必要となる。</p>
外国人	<p>○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。</p>	<p>○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。</p> <p>○母国語による情報提供や相談が必要となる。</p>

出典：災害時要援護者対策ガイドライン日本赤十字社平成18年3月

5 「自助・共助・公助」の必要性

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、避難行動要支援者の総合的な支援体制を構築することが重要となる。

イメージ図



6 計画の見直し

社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うことができるものとする。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者の把握

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所などでの生活支援を的確に行うためには、日頃からの避難行動要支援者情報（居住地や生活状況など）の把握と関係者間での共有が必要であり、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

2 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、地域防災計画の定めるところにより作成する名簿である。

災害発生時において、避難行動要支援者情報の把握及び市、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防組合等関係機関・団体間での情報の共有が必要となる。このため、市の福祉関連の各所管では通常業務などを通じ、日頃から要支援者の居住地や生活状況を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。こうした保有情報と3で述べる「同意方式」「手上げ方式」の組合せによって、より効果的な避難体制の構築を行う。

・避難行動要支援者名簿には下記事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援などを必要とする事由（寝たきり、障がい、療育などの種別及び程度など）
- ⑦ 地域の実情に応じ社会福祉協議会、自主防災組織が必要と認める事項
- ⑧ その他避難支援などの実施に際し、市長が必要と認める事項（独居の状況、要介護認定の状況など）

3 避難行動要支援者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する避難行動要支援者情報の収集は、次の方式を併用し、申請により「避難行動要支援者名簿」への登録（登録申請様式：様式1又は様式2）を行い、この名簿に基づいて「個別支援計画」（別紙様式3）を作成していく。また、これらの方式をより多くの避難行動要支援者に周知し、登録しやすい体制を確保するよう努める。

なお、個人情報開示の同意については、変更の申出がない限り自動継続とする。

(1) 同意方式

市の福祉・防災担当課のほか、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織などの地域機関・組織が地域において支援が必要な人を把握し、登録申請を直接対象者に働きかけ、個別支援計画を作成していく方式。

(2) 手上げ方式

避難行動要支援者に対し、本計画の周知（自治会回覧又は広報など）を図り、自ら個別支援計画への登録を希望した者について作成する方式。

(3) 名簿提供未同意の避難行動要支援者への対応

名簿提供未同意の避難行動要支援者については、市で災害発生時に備え、情報を管理するとともに、制度の趣旨を説明し、同意を得られるよう努めることとする。

4 名簿の提供

名簿については、災害対策基本法に基づき、本人から同意を得て、以下の避難支援関係者などに提供し、情報の共有を図ることとする。

（ただし、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合について、本人の同意なしに名簿を提供することができる。）

- ・市関係部局 ・匝瑳市横芝光町消防組合 ・匝瑳警察署
- ・民生委員・児童委員 ・匝瑳市社会福祉協議会 ・自主防災組織

※災害発生時及び災害が発生する恐れがある場合は、上記団体のほか自衛隊及び災害時支援における関係団体（日本赤十字社など）に名簿を提供することができる。

なお、避難行動要支援者名簿の提供について、社会福祉協議会、自主防災組織へは、下記手順により提供する。

(1) 提供条件

- ア 社会福祉協議会・自主防災組織内で合意が取れていること。
- イ 申請者が会長（代表者）であること。

(2) 提供までの流れ

- ア 避難行動要支援者名簿情報提供申請書の提出（様式4）
 - イ 個人情報保護研修の受講
- ※申請書に受講希望日については、決定後、代表者へ連絡する。

- ウ 避難行動要支援者名簿提供に関する覚書の締結（様式５）
 避難行動要支援者名簿管理者報告書の提出（様式６）
 名簿使用状況管理簿の作成（様式７）
 - エ 避難行動要支援者名簿の作成・提供
 預り書（様式８）の提出
 - オ 名簿管理者などの変更がある場合は、速やかに変更報告書（様式９）を提出すること。
- ※役員交代などで個人情報保護研修を受けていない者については、研修を受講することとする。（様式１０）

社会福祉協議会・自主防災組織	①避難行動要支援者名簿情報提供申請書の提出		匝 瑛 市
	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内で合意がとれている。 ・申請者が会長（代表者）。 	申請書の提出 →	
	②個人情報保護研修の受講		
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護研修の受講。 	← 個人情報の保護 研修の日程通知	
	③覚書の提出		
	<ul style="list-style-type: none"> ・覚書に記名押印の上返送。 	← 覚書の送付 覚書の返送 →	
	④避難行動要支援者名簿の作成・提供		
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課窓口にて提供。 	← 名簿の提供 預り書の提出 →	

5 名簿情報の漏えい防止措置

(1) 市が求める措置

市は名簿の提供に際し、個人情報保護対策の確保が不可欠であるため、避難行動要支援者名簿を保管する社会福祉協議会・自主防災組織は市と覚書を締結し、個人情報保護についての知識を深めるなど、守秘義務の遵守に努めるものとし、適正な管理を行うよう、以下の措置等を講ずるよう求めることとする。

- ・提供を受ける団体の役員等は、個人情報保護研修を受講する。
- ・名簿の管理者を決め、管理者の管理のもとで名簿を使用する。

- 名簿は、施錠可能な場所で保管する。
- 名簿の紛失、破損又は改ざんその他事故が起こらないよう防止する。
- 市から名簿の返却を求められた時は、速やかに市に返却する。
- 市に名簿情報の取扱を報告する。
- 名簿を複写、複製はしない。
- 避難行動要支援者に関する情報を第三者に提供しない。ただし、本人の同意がある場合や、生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 市における名簿情報の適正管理

市内部における名簿情報の管理について、匝瑳市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理する。

6 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、福祉課及び高齢者支援課は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つため次の措置を講じるものとする。

- (1) 転入してきた要介護高齢者、障がい者等又は、新たに要介護認定、障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。
- (2) 転出、死亡などにより、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合又は避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間入所することを把握した場合は速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。
- (3) 名簿を更新した場合は、速やかに避難支援等関係者へ提供するものとし、不要となった更新前の名簿は返却を求め、適正に廃棄する。

第3章 避難支援体制

1 避難行動要支援者担当部

匝瑳市地域防災計画に定められている避難行動要支援者との直接的な関連がある関係部が避難行動要支援者担当部とする。

構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 構成

平常時：福祉課、高齢者支援課、総務課

地域における避難支援体制の整備に関する取組を進めていくにあたっては、適宜、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者の協力を得ながら進める。

災害時：福祉部、総務部、保健部、市民部、警防部

上記部のほか各部及び関係機関と連携し、避難支援対応にあたる。

(2) 業務

平常時：避難行動要支援者情報に基づく、避難支援プランの支援活動の具体化、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、市ホームページなどを活用し、防災情報の周知を図る。

また、広報紙などを活用し、避難行動要支援者名簿への登録を推進する。

災害時：避難準備情報などの伝達業務、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、各支援機関及びボランティアとの連携、避難所（防災拠点）の避難行動要支援者支援担当（市民部）との連携、情報の共有、二次避難所（福祉避難所）との調整など

2 関係機関との連携

(1) 避難行動要支援者の支援は、地域（近隣）の共助が重要となる。このため、市は社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防組合などの関係機関・団体、ボランティアと連携し、避難支援体制の構築を推進する。また、地域における支援人材の把握及び育成に努めるなど、人的支援体制の充実を図る。

(2) 一般の避難所は、避難行動要支援者が生活する上で必ずしも十分なものではないため、利用しやすい構造とケア体制が整った社会福祉施設などの協力を求め、福祉避難所として指定することが必要である。

そのため、平常時において社会福祉施設関係者と避難行動要支援者の受け入れについての協議を行い、協定の締結を進める。

3 避難支援者の選定

避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、「個別支援計画」に基づき関係機関・団体と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を定めることとする。避難支援者は、原則として複数名選定する。

なお、避難支援者の選定にあたっては、避難行動要支援者本人や家族等の意向を尊重しつつ、近隣のできるだけ身近な者で長期的に支援可能な者となるように努める。

避難行動要支援者に対しては、避難支援者に関して次の点を十分に周知することとする。

- (1) 避難行動要支援者の支援は、避難支援者の任意の協力により行われるものであること。
- (2) 避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であること。

4 職員の防災意識の向上と避難行動要支援者支援の理解

防災意識の向上と、避難行動要支援者の支援について理解を深めるため、職員を対象に防災に係る研修などを開催する。

第4章 情報伝達等

1 避難に関する情報

事態の進行や状況に応じ、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、「匝瑳市地域防災計画」に基づき避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発信などを行う。

なお、避難行動要支援者の避難には時間を要することから、避難情報とともに避難行動要支援者が円滑に避難するための立退きを行うことができる通知又は警告の配慮を行う。

2 情報伝達方法

（1）情報伝達ルート

避難のための情報伝達については、避難行動要支援者及び避難支援等関係者（個別支援計画に記載されている避難支援者、支援関係団体の者）には、総務部から「（2）情報伝達手段」により情報伝達する。その際、福祉部は、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援関係者などに対して確実に情報伝達できる体制を整備する。

（2）情報伝達手段

災害時の情報については、以下の方法などにより伝達を行う。

- ・防災行政無線
- ・緊急速報メール
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・テレビデータ放送、ラジオ放送、インターネット（Lアラート）
- ・匝瑳市横芝光町消防組合及び匝瑳警察署への要請
- ・広報車両
- ・市ホームページ及びTwitterへの掲載

また、障害者の状況に応じ、以下の方法による手段の活用を検討する。

- ・聴覚障害者：防災行政無線による文字放送

さらに、避難行動要支援者関連施設（福祉避難所）に対し、災害に関する情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者などが避難行動要支援者宅を直接訪問し、避難情報などを伝えることも検討する。

3 防災情報の周知

総務課は、住民、自主防災組織などの支援者に対し、防災情報全般の周知がされるよう、ハザードマップの配布、市ホームページの活用などを行うものとする。

第5章 避難誘導体制・安否確認

1 避難誘導の手段・経路など

風水害、地震などの災害が発生する恐れがあるため避難準備情報などを発令した場合は、市と避難支援等関係者が連携し、避難支援プラン（個別支援計画）に基づき避難誘導を行い、指定避難所又は福祉避難所において責任者に引き継ぐものとする。

そのため、平常時から避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防組合、自主防災組織などの役割分担を明確にし、連携して対応する。

また、避難行動要支援者について、自宅から避難所などまで実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、災害時に倒壊の恐れのあるブロック塀などのある危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した災害時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努める。

2 安否確認

（1）安否確認の方法

避難行動要支援者の安否確認については、避難行動要支援者名簿を基に、福祉部は以下の手段を講じて行うこととする。その際、自主防災組織、関係機関、関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報を集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備する。

【確認方法】

- ・ 避難行動要支援者名簿
- ・ 民生・児童委員の調査に基づく報告
- ・ 市社会福祉協議会の調査に基づく報告
- ・ 自主防災組織などの調査に基づく報告
- ・ 関係部署の調査に基づく報告

（2）安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、福祉部：高齢者支援課に安否情報窓口を設置し、福祉避難所の担当部署（福祉部：福祉課）と連携し対応に当たる。

第6章 福祉避難所の整備

1 福祉避難所とは

福祉避難所とは、避難行動要支援者のために必要な特別な配慮がなされた避難所のことです。国及び市町村においては、被災者のうち高齢者や障がい者など特に配慮を有する者に対して、防災上必要な措置に努めなければならない（災害対策基本法第8条第2項第14号）とされており、被災者のニーズが多様化・複雑化している近年の災害事例をみると、避難行動要支援者を受け入れる避難所として福祉避難所を設置することが求められている。

2 福祉避難所の整備

市では、災害時における福祉避難所の設置に努めるとともに、以下の取組を行う。

（1）福祉避難所の確保

特別養護老人ホームなどの民間施設と協定を締結し、確保に努める。

（2）福祉避難所の支援体制の整備

福祉避難所においては、避難行動要支援者に配慮した生活スペースの確保や日常生活の支援、心のケアなどを行う相談員などの配置に努める。

また、避難行動要支援者の特性に応じ、車椅子、介護用具、手話通訳者の派遣などの確保に努める。

（3）社会福祉協議会、ボランティア団体との連携

避難所における炊き出し、避難者への日常の手助け、避難行動要支援者への声かけなど、行政を側面から支援する社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体、NPOなどとの連携を図る。

第7章 個別支援計画の作成

1 個別支援計画の目的

災害が発生し、又はその恐れが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導などを迅速かつ適切に実施するためには、予め、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所などに避難させるかを定めておくことが必要となる。

そのため、避難行動要支援者の支援を行う関係者は生活状況及び障がい、疾病等の状況について、利用している保健福祉、医療サービス関係者と連携しながら収集した情報を共有する。

また、個別支援計画は、民生委員・児童委員及び覚書を締結した団体に策定支援を依頼し、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法などについて検討の上、作成協力を行うこととする。

2 個別支援計画の共有・管理

個別支援計画の原本は福祉課が保管し、副本は避難行動要支援者及び避難支援等関係者との間で共有するものとする。

また、個別支援計画の内容について、民生委員・児童委員又は覚書を締結した団体が定期的（年1回）に確認し、内容に変更がある場合、福祉課は保管する個別支援計画を修正するとともに、情報共有者の個別支援計画を修正された情報に更新する。

3 個別支援計画の作成時期

避難行動要支援者の支援について、個別支援計画の作成は急務であるが、作成の作業には、情報収集のほか、多くの関係機関や地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、個別支援計画については、それぞれの地域の状況を踏まえて順次作成に努めることとする。

【参考資料】

- 避難行動要支援者名簿〈例〉
- 様式1 匝瑳市避難行動要支援者名簿の登録申請書及び情報提供同意書
- 様式2 匝瑳市避難行動要支援者名簿の情報提供同意書
- 様式3 個別支援計画〈例〉
- 様式4 避難行動要支援者名簿情報提供申請書
- 様式5 避難行動要支援者名簿提供に関する覚書
- 様式6 避難行動要支援者名簿管理者報告書
- 様式7 名簿使用状況管理簿
- 様式8 預り書

- 様式 9 避難行動要支援者名簿管理者変更報告書
- 様式 10 個人情報保護研修受講申請書